

審議（会議）結果

審議会等名称 第14期第3回神奈川県生涯学習審議会

開催日時 令和元年7月26日（金曜日）14時00分～16時00分

開催場所 かながわ県民センター 305会議室

出席者【会長・副会長等】

青木信二（公募委員）

大田裕多佳（神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

大橋昌行（神奈川県経営者協会人材活性化委員）

小野晴子（公募委員）

木下敬之（神奈川県公民館連絡協議会会長）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

越地祐一郎（神奈川県PTA協議会執行役員）

小山徹（神奈川県公立中学校長会書記）

鈴木紀子（横浜国立大学男女共同参画推進センター准教授）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

萩原建次郎（駒澤大学教授）

吉田洋子（かながわ女性会議理事長）

※令和元年5月現在 五十音順

次回開催予定日 令和元年9月2日

所属名担当者名 生涯学習課 森、鈴木、比留間

掲載形式 議事録

議事概要とした理由 一

審議（会議）経過

1 開会＜事務局＞

2 あいさつ＜生涯学習部長＞

（傍聴者確認）

3 議題

（1）第14期生涯学習審議会諮問事項「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」

○鈴木会長

最初に、前回までの審議の概要について、事務局から報告願います。

○事務局

資料1により、前回、6月6日に開催した生涯学習審議会の内容について振り返ります。前回は、青木委員、萩原委員より、それぞれ「厚木市の『地域ぐるみ家庭教育支援事業』について」「社会教育における家庭教育支援のあり方について」の発表をしていただきました。

厚木市の「地域ぐるみ家庭教育支援事業」は、“地域で子どもを育てる”という意識を確立し、つながりづくりを構築することを目的に実施されており、問題を抱える個々の家庭への直接的な対処を行うのではなく、その前段階の予防的な対応として、社会教育の立場から講座や体験活動等の事業を展開して地域のつながりづくりを強化させることで、家庭教育を支援する取組をされているということでした。

二つめの発表「社会教育における家庭教育支援のあり方について」では、子育て当事者の生きる意欲や解決する意欲を引き出す家庭教育支援という視点を提案いただきました。意欲を引き出す支援として、①子育てのしんどさを聴いてくれる人を確保する②仲間づくりの場や機会へとつなぐ情報を届ける③ただ情報を渡すのではなく、“ようこそ”といった“招待”や“歓待”のメッセージとともに渡す④子育て世帯以外の世帯に向けて理解と共感の輪を広げる、の四つが挙げられました。これらを実施するにあたって、配慮する点として①青少年期から「人とつながることの楽しさ、良さ」の体験機会を豊富に提供することは、予防的な対応として重要②子育て世帯の仲間づくりの場や機会を提供する際には、参加者同士が安心してつながれる配慮、すなわち居場所づくりが必要③子育て以外の楽しみも大切④子育て世帯に向けて、“ようこそ”というメッセージを送ることが指摘されました。

これらの発表を受けて、感想等も含めて意見交換をしていただきました。

その中では、学校教育において「子育て」がほとんど触れられない現状では、保護者にとって子育てが難しいのは当然であり、学校が、大人が子育てを勉強できる場になるとよいのではないかと。また、子どもが、大人が思うようにできない原因には、障がいなど様々なものがあるので、それについて、大人がきちんと知識として持っておくことが必要という指摘がありました。一方で、学校にとって一番大切なことは、学習指導要領に沿って子どもたちにきちんと教えることなので、できることとできないことがあることを理解してほしいという意見もありました。

また、地域のリーダーの存在の重要性を改めて認識したという感想も複数ありました。

その他、共働きが増えて、子どもと接する時間や学校などの機関と関わる時間もない保護者が多い中で、地域とどうつなげながら家庭教育支援をしていくのかや、外国籍の方など孤立しやすい状況にある方たちへの配慮などの問題提起もありました。

最後にまとめとして、これから議論していくにあたり、どういう人たちを支援の対象としていくのか整理する必要があるけれども、社会教育には何が可能なのか、できることできないことを区分していくことが必要であること。また、家庭教育支援について議論していくと、子育て支援だけでなく、高齢の方の介護や障がいのある方への支援、貧困の問題なども同じことで、結局、未知の困難な状況に立ち向かっている人にどう支援するのかという話になってくる。その対応方法には様々な論点があるが、社会教育のやり方がどれだけ意味があるかということになってくるだろう。それを議論していくにあたっては、行政がこうすべきとか民間がこうすべきということではないようなことまで考えていけると面白いかもしれない、という指摘もありました。

○鈴木会長

今回は、福祉の観点から考えてみるということで、情報提供していただくことになっていきます。一つ目、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の活動については、実際、SSWとして活動されている西谷晴美さんにおいでいただいていますので、お話していただきます。二つ目、民生委員については、県の福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課から高野寛子主査においでいただいています。民生委員については、まず映像で紹介したあと、事前に委員の皆さんからいただいた質問に高野主査からお答えいただく形といたします。

それでは、西谷さんお願いします。

○西谷さん

子ども教育支援課で、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーをしております西谷と申します。私からは、神奈川県（以下、県）のSSW活用事業と具体的な活動内容についてご説明します。

県では平成21年度からSSWの配置を始めました。SSWは教育の分野に加えて社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童や生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、様々な支援方法を用いて課題解決を図っていく人材です。社会福祉に関する専門知識とは、福祉行政、社会保障、障がい者に対する支援、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、相談援助の技法、児童家庭福祉制度、高齢者に対する支援、就労支援サービス、更生保護に関する知識・技術などがあります。なお、高齢者に対する支援は、子どもとあまり関係がないと思われるかもしれませんが、子どもの問題は、家族の問題が合わさって出てきてしまうものなので、祖父・祖母の認知症の影響で子どもが学校に行けなくなってしまうなどの影響があり、実際に、SSWが地域包括センター等、認知症に関するところで動いた事例もありました。

また、チーム学校と言われていますが、学校の中で相談に関わるSSWとスクールカウンセ

ラー（以下、SC）との住み分けが難しいということは、学校現場からよく聞くことの一つです。SCは、児童・生徒本人の心の問題に注目します。それに対しSSWは、児童・生徒を取り巻く環境に注目し、問題解決を図るという専門性を持っています。実際には近接する部分がありますが、基本的なスタンスとしては、心理と社会福祉というアプローチの差があることをご理解ください。

次にSSW活用のねらいです。県では、SSWは、生徒や家族に対する直接的な支援も行いますが、それだけではなく、教職員に対する助言やコンサルテーションを中心とした活動を重視しています。というのは、子どもの問題は、複雑な要因が絡まっているケースが多くあります。この問題解決に教職員自身が効果的な支援をするために、教育に対する知識だけではなく、教員の側も社会福祉に関するソーシャルワークの視点を持って対応することが必要となっています。このため、教職員に対するコンサルテーション、助言をSSWが行うという制度設計となっています。

次に、スクールソーシャルワークの流れを図式化したのが資料2①p5の図です。まず支援を必要としている児童・生徒を認知したら、その児童・生徒に関して、家庭や地域環境を含めた情報収集や情報共有を行い、その問題についての見立て、分析を行います。次に、問題解決のために必要な社会資源を探り、支援目標を立てて支援計画を策定し、実行に移していきます。この一連の作業を、トレーニングを受けたSSWが中心となって進めます。ここでは、計画化し、〇〇してくださいという形で終わりにするのではなく、その計画がきちんと実施されているか確認し、修正が必要なところは修正を加えていくなど、経過をモニタリングしながら問題解決がなされるまでケースを見守る、という流れでスクールソーシャルワークを行います。

SSWの資格要件は、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていること、もしくは、認定スクールソーシャルワーク教育課程修了者等や教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験・実績がある者のいずれかとなっており、県教育委員会が採用し、特別非常勤職員として雇用されています。当然ですが、守秘義務もあります。小中学校と県立高校に配置されますが、人数が限られているので、小中学校については、各学校への配置ではなく、今年度44名が各教育事務所に配置され、週1～2回管内の小中学校を対象に活動しています。県のSSWだけではなく、市町村が独自に採用しているSSWもいますので、そういう自治体の場合には、市町村のSSWと県のSSWとで連携して活動しています。県立高校については、平成27年度から採用が開始され、拠点校方式、すなわち拠点校となる県立高校に配置され、その学区内の高校を対象に活動しています。今年度は30名が配置され、週2回の勤務となっています。SCも学校に配置されているので、連携して対応するケースも多く見られます。

学校教育におけるSSWの役割、職務内容については資料2①p8に掲載のとおりですが、つなぎ手として、保護者への直接的な支援においても、教職員とは違う立場からサポートします。具体的には、様々な社会資源を紹介し、こういったところに相談してみたらどうです

かといった働きかけを行ったりしますが、なかなか一步を踏み出せない、聞くだけ聞いても、実際には動けない保護者も多いので、状況によってはSSWが同行支援という形で、例えば福祉事務所に一緒に行くような活動もしています。

そういった活動の中で、SSWが大切にしていることがいくつかあります。まずは、生徒にとって何が最もよいことなのかという視点を持つようにしていることです。そして、こうしなさいではなく、児童・生徒本人の自己決定を尊重すること、自分自身で決めていけるプロセスを尊重すること。したがって、指示だけではなく気持ちが固まってくるような支援をしています。また、問題の原因を個人に求めないこと。問題が起こると、犯人捜しをしてしまいがちですが、SSWとしては、なぜその問題が起こってしまったのか、その環境や子どもの関係性に焦点をあてて問題解決の糸口を探っていくようにしています。ストレングスとエンパワメントは基本姿勢ですが、子ども自身にも家族にも、本来持っている力があるはずなので、その力を信じて支援していきます。また、秘密の保持は当然出てくることですが、法令遵守と守秘義務が時として矛盾する、つらい立場に置かれることもあります。そのような場合は、上司と相談しつつバランスをとりながら対応しています。最後に、学校教育の理解についてですが、スクールソーシャルワークはあくまで学校という枠の中でのソーシャルワークになりますので、学校長はじめ学校組織の指揮命令系統に沿って動くことが基本となりますし、教育的な専門性についても理解した上で対応していきます。そこが、通常のソーシャルワークとスクールソーシャルワークの立ち位置の大きな違いです。

また、機関連携が非常に多くなってきますが、資料2①p10に記載したような様々な関係機関と連携しながら子どもの福祉について考え対応しているところです。ここでも大切にしたい姿勢は、「抱え込まず、丸投げせず」互いに少しずつ自分の領域を超えて重なり合うこと、そして、自らの専門性、他の専門職の専門性と限界性を常に念頭に置きながら活動することです。機関連携は大事ですが、複数の人間、複数の機関と一緒に子どもに向かって関わり始めると、他の人がやってくれるだろうとか、これはほかの人や機関の担当領域だからという推測、憶測の中で、どうしても取りこぼしや漏れが生じてきてしまいます。そういった漏れが起こらないように、互いに少しずつ領域を超えて重なり合う、漏れてしまうのではなく、逆に重なり合って確認しあっていくこと、そして自分の機関がどこまでできるか、相手の機関がどこまでできるか、もちろん専門性は尊重するのですが、同時に、これはここまでしかできないのではないかということも分かりながら対応していくことが、きちんと為されているかを見ていくのもSSWとしての大切な仕事であると思います。

機関連携だけでなく、保護者との関係づくり、保護者への橋渡しもSSWの活動範囲です。トラブルの起こりがちな家庭や保護者については、従来、「困った親」という見方をし、その「困った親」に対し専門家が指導するという関わり方でしたが、現在は、「困った親」ではなく、今「困っている親」と捉えます。例えば、保護者と面接する際には、学校の呼びかけに応じ出向いてくれたことに対して労い、また、今、子どもがどんなに大変な状況になっていたとしても、保護者は、その子をそこまでしっかりと育ててきた訳なので、ここまで育

ててきたことを労うという接し方をすることで、保護者との信頼関係を結び、子どものために一緒にがんばっていきましょうという協力関係を結ぶ、すなわち、保護者は問題解決のパートナーである、パートナーになっていただくという姿勢を保持していくことを大切にしています。実際、学校の教育相談コーディネーターの先生方からは、保護者の不満が学校へ向けられてしまうことがあるが、そこが解消し関係改善に向かった事例があったり、親との関係で役に立っていることもあるということで、資料2①p12に記載したような言葉をいただいています。

では、実際にどのような活動を行っているのか、具体的にお話しいたします。

問題行動というと、自傷行為やいじめ、暴力などがありますが、SSWは解決のためにその背景を探っていきます。事例を通して紹介します。（※ここで紹介する事例は、複数の事例を合わせたものです。）

Aさんは体調不良を訴えて保健室に来ました。養護教諭がAさんの様子を見ると、顔色が悪く、衣服は薄汚れて異臭もしており、手足は虫刺されだらけの状態でした。担任の先生から状況を聞くと、最近、遅刻や忘れ物が多く、集中力にも欠けボーッとしているが、給食の時間は、旺盛におかわりもしてがつつくように食べている、という様子が見受けられるので、保護者に連絡を取ろうとするが、なかなか連絡がつかない、とのことでした。Aさん本人にゆっくり話を聞いていくと、お母さんとお父さんは普段からけんかが絶えない状況が続いていたが、このひと月ほどはお母さんが帰ってこない。お父さんはいつもイライラしてAさんばかり叱られるし、夕食はコンビニ弁当ばかり。朝は誰も起こしてくれないので、起きられないという話でした。これは家庭に何らかの課題があると思われることから、SSWと担任が家庭訪問したところ、家の中はモノが散乱し、廊下にもゴミがあふれている、犬や猫を飼っており、一室はその犬猫に占領され排泄物だらけとなっている状況でした。こういった不衛生な状況が、Aさんの臭いや虫刺されの原因であることが家庭訪問により分かりました。また、Aさんのお父さんは夜勤があるので、子どもだけ放っておかれる状況も生じていることから、児童相談所に通報しましたが、通報してお終いではありません。子どもは、一時保護されても、いずれ家庭に戻ってくる訳ですから、その後をどうするかを考えていく必要があります。Aさんの家庭の場合は、中学生のきょうだいや幼児もいたことから、様々な機関が関わる必要があり、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協を定期的に開催して支援の方法を探り、子どもの安全確保をしていく体制をとりました。学校においても、児童相談所と連携しながら対応することとしましたが、検査を行ったところ、Aさんには知的な遅れがあることが分かったため、療育手帳の取得を働きかけたりしました。また、Aさん自身は、生きる力、生活していく力が弱い傾向がありましたので、ソーシャルスキルトレーニング（SST）に加えて、ライフスキル、すなわち、きちんと挨拶するとか、体の清潔をどう保つかとか、人からの話の断り方などを身につけていく必要があったので、SCとSSWが面談しながら必要なスキルを身につけさせていくといった対応をとりました。

最後に、SSWの活動から見た家庭の状況についてお話します。

地域の中でひとり親家庭や生活保護家庭が多くなっていることは、すでに指摘されているとおりです。その中で、ひとり親家庭の保護者の交際相手がたびたび変わることも少なくありません。加えて、家庭に様々な人が出入りして、家族が形として安定しない、家族状況の不安定さも、しばしば感じられることです。また、保護者に精神疾患があったり、養育能力の低い家庭も、往々にして見受けられます。その中では、その家庭で家事を担う中心的存在であるはずの人が家事をしない家庭も見られます。保護者が家事をしない家庭は、家がゴミ屋敷のような状態になってしまい、子どもは食事を与えられないこともあります。そして子どもにとっては、不潔、学業の遅れ、空腹、回避行動、すなわち、友人宅を転々とする家出、などの行動へとつながりやすい状況になります。

弟妹や祖父母がいると、いわゆるヤングケアラーという問題が出てくる場合があります。小中学生の子どもが弟妹の面倒をみるために学校に行けない、あるいは、認知症の祖父や祖母の世話をするために学校に行けないという状況に陥ってしまうケースです。そのほか、医療ネグレクトのケースなどもあります。

また、両親が離婚した場合、親の実家に戻って祖父母と同居するケースは珍しくありませんが、戻る実家のほうは、どこの家庭でもウェルカムという訳ではありません。親と祖父母との関係の悪さに子どもが巻き込まれてしまうケースもあります。高齢の祖父、祖母が家族全員の生計を支えることとなり、祖父母の負担が大きくなったり、逆に、祖父母に病気や認知症があり、子どもがその世話をしなくてはならない状況に巻き込まれる場合もあります。子どもが高校生くらいになると、アルバイトをしますが、バイト代がすべて親に吸い取られてしまい、一生懸命働いても、自分のお小遣いにはならないケースも見られます。

このような問題に対し、SSW が介入し児童相談所などの福祉機関とも連携しながら、子どもの幸せのために活動しています。SSW の活動について、理解と協力をいただければと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。確認、質問ありますか。

私から一つ質問があります。各ケースでのSSWの活動開始は、学校から“こういう案件があるのでも見てもらえませんか”と投げかけられる形になるのでしょうか。

○西谷さん

ケースの始まりは、学校から“この子についてお願いします”というケースもありますが、SSW が自ら学校の中を見回って、気になる子どもがいれば、逆に、SSW から先生にお聞きする場合もあります。

○鈴木会長

学校数に比べてSSWの数は少ないので、SSWが学校に行くと、学校のほうで待っていましたという感じで相談が持ち込まれるのではないかと、今のお話のように、学校の中でSSW自らが感じ取って問題を抱えた子どもを認知していくような余裕はないのかなと思ったのですが、そうでもないのでしょうか。

○西谷さん

SSWの活動は広く認知されているとは言えません。必要性は言われていますが、学校の中で、SSWがどのようなことをしてくれるのかあまり知られていないので、忙しく走り回っている状況ではありません。ですので、よりご活用いただければと思っています。

○萩原委員

今の話の続きになると思いますが、保護者からの直接の相談、アプローチはないのでしょうか。

○西谷さん

保護者が、こんなことがあって困っているというざっくりとした相談を学校の先生に持ち掛け、それが、SSWが介入したほうがよいケースであれば、学校から話が来るという流れになっています。

○萩原委員

つまり、学校の先生を介在するということでしょうか。

○西谷さん

SSWは、学校という枠の中での業務です。これはSCも同様だと思いますが、依頼は、学校の担当の先生からという流れになります。

○萩原委員

家庭教育支援から少しテーマがずれてしまうかもしれませんが、例えば、体罰などのケースになると、対先生との関係性になってしまうと思いますが、そういうケースには介入できないということでしょうか。

○西谷さん

逆に介入できるのがSSWです。まさにチーム学校の強みだと思うのですが、学校の中に教員と違った、心理や福祉の専門家がいることで、学校に対して反発を抱いている保護者や子どもと、ニュートラルな立場で接することができます。保護者に理解してもらうまで時間がかかりますが、教員とは違う立場で、あなたのためにお話を伺いますという立ち位置は取りやすいです。

○鈴木会長

教育事務所に配置されているというのが、面白いところかもしれないですね。

○越地委員

このSSW活用事業は、SSWが学校を巡回するのではなく、学校から市教委を通じて教育事務所に連絡が入って派遣されるという動きのみなののでしょうか。あるいは、日を決めて学校を回るという活動もされているのでしょうか。

○西谷さん

教育事務所に配置されていますが、就勤日を学校に周知し、学校で相談したいケースがあれば、日程を調整していく形になります。定例的に回っているのではなく、日程調整をしながら面接なども行っています。

○越地委員

スーパーバイザーと呼ばれる方は、どのような仕事をされていらっしゃるのですか。

○西谷さん

スーパーバイザーの勤務場所は、県の教育委員会子ども教育支援課で、事務所や学校に配置されている SSW からの相談を受けています。SSW は、自分のところで完結しない難しい案件などは、様々な意見を聞きながら対応するので、それへの助言などを行っています。

また、逆にスーパーバイザーが教育事務所や拠点校に赴むく場合もあります。そこでは、学校の先生と運用について話をしたり、SSW から、今の状況や抱えている案件について相談を受け、助言するなどの活動をしています。

○鈴木会長

ありがとうございました。続いて、民生委員児童委員、主任児童委員についての映像を見ましょう。

○事務局

民生委員児童委員、主任児童委員について、まずは映像でご紹介します。映像は2本ありますが、それぞれ、保護者等に対する支援に関する部分を抜粋してご覧いただきます。

一本目は、神奈川県民生委員児童委員協議会が平成29年に、民生委員制度100周年を記念して作成された「民生委員児童委員はあなたの身近な支援者です」というDVDです。このうち、冒頭の民生委員制度の紹介部分と、活動内容の「子育てサロン」の部分をご覧いただきます。

<映像上映>

○事務局

続いて二本目は、茅ヶ崎市の広報番組として作成され、今年3月に放送された「ご存じですか？身近な相談役 民生・児童・主任児童委員」という番組です。主任児童委員が、実際に赤ちゃんがいる家庭を訪問しているところを抜粋してご覧いただきます。

<映像上映>

○鈴木会長

資料2②に、審議会委員の皆さんに事前に寄せていただいた、民生委員児童委員、主任児童委員に関する質問を記載していますので、これについて、高野主査から、この質問に答える形でご説明いただけますでしょうか。

○高野主査

県地域福祉課の高野と申します。事前に皆さんからいただいた質問について、神奈川県民生委員児童委員協議会（以下、県民児協）からの回答も含めて説明させていただきます。

最初に、県民児協から改めて皆さんにお伝えしたいことがありますので、映像の内容と重複するところもありますが、紹介します。

民生委員児童委員は、あくまでも「つなぎ役」です。SSWは専門職だと思いますが、民生委員児童委員は専門職ではありません。行政の非常勤職員という立場ではありますが、あく

までも住民であり、支援される住民と対等です。住民から支援の相談を受け、同じ目線でも悩みながら、つなぎ先へつないでいく立場となります。先ほどの映像でも主任児童委員さんが、「私は何も資格はありません」とおっしゃっていましたが、専門的知識を必ずしも持たなくてはならない立場ではありません。このことを念頭に置いて、回答内容についてお聞きいただければと思います。

それでは、事前にいただいた質問に回答させていただきます。

Q1) 実際に民生委員児童委員、主任児童委員（以下、委員）にはどのような方がなられているのですか。

⇒主任児童委員をはじめ、主に児童に関わる委員についてご紹介します。主任児童委員の現職は、会社員が17%、次いで自営業の方が多いです。幼稚園や保育園の職員が6%程度いらっしゃいます。前職としては、専業主婦が50%、次いで会社員で10%程度となっています。なお、性別では、主任児童委員に限ってみると、9割以上が女性となっています。年代では、50歳代が60%、次いで60歳代、40歳代の順となっています。

また、映像の中で、区域担当と主任児童委員という区分が出てきましたが、区域の担当は地区を持ち、子どもから高齢者まで幅広く接します。それとは別に、児童に特化して関わる主任児童委員がいます。区域担当10、主任児童委員1という人数の割合になっています。

Q2) 委員になるとき、あるいはなった後に受けられる研修機会などはありますか。

⇒委員の活動にあたっては、法律の知識以外にも、現状に対する知識や活動に対する留意点、活動に臨むときの姿勢など、幅広く学ぶ必要があります。民生委員法の規定により、都道府県知事が委員を指導訓練する責任を負っているため、県では、新任委員の研修及び、地区ごとの会長、副会長の研修、また、児童、障がい、高齢、災害等の時勢に応じた福祉課題や制度をテーマに研修を実施しています。

その他、全国民生委員児童委員連合会や県民児協、各市町村の民児協等でも研修を行っています。また、各児童相談所においても、主任児童委員をはじめ、委員を対象とした研修を行っています。

Q3) 全国レベルで「児童委員方策2017」が策定されていますが、県レベルでも、今後、子育てに関する支援を積極的に進めていくような方向性をお持ちですか。

⇒県民児協から回答をいただいているので、そのまま読み上げます。

平成29年度に示した「神奈川県民児協がめざす活動方針」の一つに「子どもや子育て世帯を地域で支える」を掲げ、県民児協全体で子育てに関して力を入れています。たとえば、今年度の事業では、大きく次の3本に取り組んでいます。

①平成29～30年度にかけて、活動している児童委員、主任児童委員が意見交換し、新任委員に対し、児童委員、主任児童委員としての心構えや活動上の留意点・ヒントについて整理しました。この整理した内容を、広く活用していただくために、今年度、冊子にまとめ全委員に配布します。②子どもや子育て世帯に対し、よりよい対応と児童相談所との連携を図るために、児童相談所所長と県民児協常任理事との意見交換の場を毎年設けています。③県内

六つのブロックに分かれ、各地域における課題に応じ研修会を開催したり、意見交換をしています。昨年度から「子どもと子育て世帯に対する活動について」を共通テーマとして取り組んでいます。

Q4) 高齢化が進行する一方で、子育てへの支援も行っていくとなると、委員の皆さんの負担は、ますます拡大してしまうのではないかと思います。県民児協では、委員の今後の活動体制についてどのようにお考えでしょうか。

⇒こちら、県民児協から回答をもらっていますので、そのまま読み上げます。

民生委員・児童委員の活動は分野を問わず幅広く活動されており、負担軽減のために活動の一部を手伝う協力員制度や近隣の委員同士が班(チーム)を組んで助け合う班体制を構築する等工夫しているところもあります。また、他県では、庁内連携し、民生委員・児童委員が夜間・休日でも相談できる体制を整備している市もあります。

住民相互の助け合いは欠かせませんが、このような体制整備による負担軽減に加え、民生委員・児童委員は、「専門機関へのつなぎ役」であることを踏まえ、行政や社会福祉協議会等が地域住民への支援の関連で民生委員・児童委員に依頼する場合には、その役割の範囲を超えないよう、留意することが大切です。あわせて、委員が信頼して相談できたり、住民に紹介できる関係機関・団体など「つなぎ先」が増えることが必要であると考えます。

Q5) 家庭教育支援でも例示されるような活動が、委員によってすでに行われているように思われます。これらの活動を行っている中で、地域の他の機関や行政等と協力できる点はありますか。

⇒地域の関係機関や行政で、委員が関わる活動の参加対象者となりうる方を把握した場合には、紹介してほしい。また、活動の担い手の確保に協力いただいたり、場所の確保や財源の面で協力を得られるとよい、とのことでした。

一方、委員を引き受けると、自動的にあて職としてたくさんの付随する仕事を引き受けることになっていることが悩みのようです。よりよい関係を築く意味でも、こういった現状があることを理解いただきたいと思います。

また、行政からの情報が、なかなか提供されにくい状況が、特に個人情報保護法の施行以降増えているという指摘があります。委員にも適切に情報を提供してほしいという話も、県民児協からありました。

Q6) 委員の活動例で、場所として公民館が活用されているものがあるようですが、公民館と連携した活動は多くあるのでしょうか。公民館を場所として借りるだけでなく、さらに踏み込んだ連携などは行われていますか。

⇒公民館事業を利用している親子が、委員の活動にも参加していることは多いと思われます。その中で、気になる親子がいた場合に、ゆるやかに情報共有できた事例があったそうです。今後も、そういった形で、ゆるやかな協力関係が促進されることが望めます。あるいは、委員が行っているイベント等を公民館の方にPRしていただいたり、逆に、公民館を利用させていただく際に、会場を優先的に利用させていただくなどの協力ができているとこ

ろもあるようです。イベントの実施においては、場所の提供だけでも大変ありがたいので、場所の提供も含めて、今後も協力いただきたいということでした。

Q7) 障がい児に対する支援はどのようなものがありますか。たとえば、学校への送迎支援や、夏休み等の長期休暇時のフォローなどがありますか。先進事例などがあればお教えてください。

⇒映像で紹介のあった子育てサロンや赤ちゃん訪問事業等の活動を通じて、支援の対象となる親子の様子を何気なく観察し、保護者が悩んでいる場合には関係機関を紹介したり、委員に気軽にアクセスできるような関係が築けるように心がけています。学校への送迎支援や長期休暇等のレスパイトサービスについて相談を受けた場合には、そういうサービスを提供しているボランティアグループや団体を紹介しています。

加えて、障がいや障がいのある方について正しく理解するために、研修や施設見学をするなど研鑽に努めています、とのことでした。

お寄せいただいた質問への回答は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。関連の質問はありますか。

○木下委員

Q6で公民館活用の問題がありましたが、厚木市睦合南地区の状況をご紹介します。

地区には地域福祉推進委員会があり、民生委員、自治会長、PTA役員、学校の校長先生および関係者等が委員となっています。また、民生委員は、青少年健全育成会のメンバーにもなっています。それぞれの会議は公民館で行われ、そのほかに、公民館において毎月1回、地区の民生児童委員連絡協議会が実施されています。

地域で行われている事業で、民生委員が関わっているものとして、公民館まつりのバザーがあります。バザーでは、毎年30～35万円程度の売り上げがありますが、これが全額、地域福祉推進委員会に入り、高齢者に対する様々な支援事業の一つの資金源となっています。ほかに、子育てサロン「すくすく」が、公民館で毎月1回、児童館で1回の計2回、8月には子どもサマーフェスタ、3月には子どもフェスティバルがそれぞれ公民館で行われ、民生委員や老人会、育成会等の方たちが関わっています。

そのほか、夏休み母と子の交通安全のつどい、地域子ども教室事業なども実施されています。これらの活動も、民生児童委員、とくに主任児童委員が関わっています。

○鈴木会長

民生委員の方々は、“活動”があるのであって、“活動場所”がある訳ではない、活動に意義があるのであって、定まった拠点があって何かをするということではないですね。

○高野主査

民生委員児童委員は、活動の拠点は持ちません。もともとは、自宅の周囲の方を、個別に訪問するのがメインの活動でした。一方、横のつながりをつくる意味では、子育てサロンのような形でどこかに集っていただくことが有効です。住民の皆さんに横のつながりをつく

っていただくことも非常に大事なので、そのためには場が必要になってくると思います。

○鈴木会長

その“場”には、いろんな場所がなりうるということですね。

○高野主査

地域性がある活動ですので、利用できる地元の資源を活用していくという発想で、委員は動いています。ですので、利用できる場所はどんどん使っていくということだと思います。

○鈴木会長

一方、SSWのほうは、学校という拠点がある訳ですね。また、公民館は、社会教育の拠点であり、社会教育委員は、公民館を一つの拠点として活動しています。

このように、様々な形の活動があり、子育てにしても家庭教育支援にしても、様々なタイプの形の支援の仕方があることが分かってきたと思います。

そういったことも参考にしながら、議論していきたいと思います。

○青木委員

私は、厚木で、公民館長を務めています。私がいる地区は世帯数が約2,400、人口7,000人弱の規模ですが、そこに民生委員が6人しかいません。わずか6人で十分な活動ができるでしょうか。仮に全戸を訪問したら大変な時間がかかってしまいます。そこで、今の民生委員は、付随してついてくる様々なあて職のところで活動しながら、民生委員の活動を広げていっています。県民児協は、あて職に否定的なようですが、それが現状です。ですので、あて職を嫌ってしまったら、おそらく民生委員は地域では何も活動できないのではないのでしょうか。民生委員は予算も持っていません。地域福祉推進委員会や社会教育委員会議などの公民館事業に入って、そのお金を使いながら活動し、様々な人とつながりを持って行って、地域ぐるみのネットワークを作っていくというのが本来の民生委員の役割ではないのでしょうか。

現状、厚木市の15の公民館では、どこもそういうふうにして回っています。様々な団体の活動予算をうまく使いながら、子育てサロンなども実施しています。子育てサロンも、6人しかいない民生委員で実施するのは大変ですので、みんなが協力してやっていかななくてはなりません。そういう意味で、あて職というのはとても大切だと思います。

○鈴木会長

民生委員はそういう使われ方をするためにあるとも言えるということかと思います。民生委員制度は、面白い仕組みであることは確かです。この制度が100年続いているのは、何らかの意味がある、その意味は、あて職という形で、地域で様々な役割を発揮しているところにあるという考え方もあろうかかと思っています。一人が一つの役割ということではなく、我々は常に複数の役割を持っている訳で、民生委員もそれらをトータルして“民生委員”という言い方をすることで意味を持つのだと思います。

○吉田委員

まったく違った視点での意見を述べたいと思います。

今後、情報がどうしたら様々な人に伝わっていくのか、というのがかなり重要なことだと思っ
ています。たとえば、ひとり親家庭の方たちに、学校を通して様々な情報が提供されま
すが、読んでいる時間がないなど、読めていない現状があるように思われます。です
ので、様々な支援があっても分からない。そういったところで、地域の民生委員児童委員と学童保
育とで情報共有できたら、もう少し助けてあげられるのにとおもいます。特に父子家庭に情報
を伝えるにはどうしたらよいか、考える必要があります。

また、女性のほうが長生きで、女性が認知症の夫の面倒を見ているケースが多いかもしれ
ませんが、近年は、逆のケースも少なくないように思います。そのような、男性が介護者とな
っている場合、情報がなかなか伝わらない現状があります。そういう場合、男性の自治体
役員を通すと、情報が伝わりやすいといったことがあるのではないのでしょうか。

家庭教育支援のあり方として、情報をどうやって伝えていくかが重要になるとおもいます。

○小池副会長

子育て支援においてよく聞くこととして、女性が一人で子育てしている家庭に対しては、
地域のボランティアさんが家庭の中に踏み込んでいって手助けしやすいが、男性の場合に
は、地域の方たちが家庭に入っていって手助けすることがなかなかできないということが
あります。経済的なことを含めて様々な意味で、女性のひとり親家庭への子育て支援は注目
されますが、男性のひとり親家庭については、地域のあたりまえの扶助機能が届きにくいと
言われます。社会教育においても、働いている男性は、公民館活動にも出てこない状況があ
ります。そういったところで、どういう形で何ができるのか、考えていく必要があります。
情報や実際に訪問される民生委員児童委員の方たちの活動も、男性のひとり親家庭にどう
届いているのかということも調べて考えていきたいとおもいます。

○鈴木紀子委員

個人的には福祉領域の内容に関心があるので、そうだなと思いつながりながら聞いていた
ますが、一方で、社会教育の視点から考えると、様々な捉え方が違ってくるとおもいま
した。

今日のお話を伺っていて、地域の中に様々な人たちがいることは分かるのですが、それ
がつながりきれていないという印象を持ちました。地域で活動している方々を、うまくつな
ぎ、情報共有を図る、と言うのは簡単なのですが、実際には難しいのかなと思いま
した。

○鈴木会長

そういうところで、民生委員がどういう役割を發揮していけるか、青木委員の言葉で言
えば、様々な役割をもつ民生委員がどういうことができるか、ということだと思いま
す。

○高野主査

青木委員のご発言に対して補足をさせていただきたいとおもいます。

県民児協があて職について否定的であるというご発言がありましたが、そのようには
捉えておりません。ただし、あまりにあて職が多いと、訪問活動等の別の活動の時間が削
られてしまう懸念があるということです。あまりにも多いあて職を、少し整理していただ
きたいというのが県民児協の考えであるとおご理解いただきたいとおもいます。

○鈴木会長

あまりにも忙しく、自分が何をやっているのかも分からなくなってしまうくらいのことになる、それがトータルで、そういうものの部分部分だという位置づけができるといいということだと思います。

○高野主査

民生委員は、あくまで一住民でもあり、自分の生活があったうえで活動していってやることを理解いただきたいと思います。

○木下委員

民生委員児童委員の皆さんは、確かに付随して担う役割がいくつかありますが、これはあくまで職ということではなく、民生委員には付随する役割ということで、あくまで職そのものがそんなに多いということではないように思います。

○鈴木会長

地域の中で様々な人が家庭教育支援に関わるためには、どういう仕掛けが考えられるか、現行の様々な仕掛けがどういう意味を持つか、といった観点で考えてみましょう。

○萩原委員

今までの話を総合していくと、子育てサロン型といえる、場をつくりそこに来ていただくアプローチと、訪問型としてこちらから出かけていくアプローチと、大きく分けて二つのアプローチがあって、その中には、予防を狙いとしているものと課題発見を狙いとしているものがあり、二つのアプローチの仕方と二つの狙いが組み合わさっていると分析できます。その中でも大事なのが、SSWのお話の中で出てきたストレングスとエンパワメントだと思います。当事者の持てる力、解決する力を信じていくことは、社会教育において何をやるにしても、そのスタンスは大事だと思います。この家庭は問題だからと、ほじくりだすような発想になってはならないと改めて思いました。

情報が届きにくいことに対しては、今まで社会教育があまりやってこなかった訪問型にリンクして、保健師さんや民生委員さんの活動を通じて、情報を家庭に直接手渡すことができたらよいのではないかと思います。その情報として、総合的なパンフレットのようなもの、公民館ではこういうことをやっています、地域では家庭教育支援のためにこんな活動をしていますといった情報を一元的に集めた冊子のようなものがあるとよいと思います。

また、父子家庭についてですが、ひとり親家庭は、地域の中で情報共有されることを本人たちが嫌がる、むしろあまりつながりたくないという気持ちも出てきやすいだろうと思います。ですので、広域の社会教育施設、生涯学習センターのようなところがひとり親家庭への支援を行うのも一つの方法だと思います。実際に、東京都のユースセンター「高尾の森わくわくビレッジ」というところでは、父子家庭を対象としたキャンプ事業を実施していた事例があります。

○鈴木会長

今の萩原委員のように、分節化して分けて考えていくこともいいですし、福祉の領域と教

育の領域のやり方、あるいは県全体、市町村、学校単位で考えるということもあります。どういう単位で、どういうことを考えなければいけないのか、そこではどういうやり方があるかを考えていかななくてはいけません、今、やはり学校が一つの重要なところになっているのではないかと思います。

○小山委員

まず、あて職の話ですが、これは考えようで、仕事が増えたと考えると嫌になってしまうのですが、来てみてよかったなと思えば、そこから広がりもあったりするので、そういうふうには生かしていきたいと思っています。

西谷さんのお話で、いろいろな事例が出てきましたが、いずれの事例も、同様のケースが私の学校でもあります。大切なことは、困っている家庭の存在を、どこがどう把握し入り口になるかということだと思います。子ども自身が先生に言ってくれば、学校が入り口になりますし、あるいは、区役所がそういった情報を把握していますので、そこから情報が入ってくる場合もあります。困っている家庭が認知されれば、ケース会議を行うこととなりますが、これを学校だけでやろうとすると、だいたいうまくいきません。それは、どこにどうやって役割分担をしていくかが、非常に狭くなってしまうためです。ここにSSWが入ってくださるようになったのは非常に有効でした。SSWは直接保護者とやりとりすることはほとんどないと思いますが、先生方が、この家庭への対応をどうしようかと検討するところに、SSWが入ってくると、役割分担の交通整理をしてもらうことができます。これは役所に、これは児童相談所に、これは、先生の中でも養護教諭に、担任の先生はこういう立ち位置でやってください、といったことを明確に指示していただけるので、今まで同じようにやっていたつもりでもうまくいかなかったことが、SSWが入ることにより、流れるようにうまくいくようになります。これが慣れてくると、SSWに入っていたかなくても、ある程度のことではできるようになっていきます。まだ、SSWがどんなことをやってくれるのかという認知度が低く、先生方にとっては、SCとイコールになってしまっています。SSWに入っていたことが有効だということを、もっとPRしていく必要があると思ますし、そのためには、学校ごとに一人配置していただくと、本当によいと思います。

父子家庭の問題が話題となっていましたが、その対応も役割分担の仕方次第だと思います。先ほどお話のあったとおり、町内会の男性の役員に対応してもらうなど、課題に対して、みんなで知恵を出し合う時に、役割分担をできる人がいるといいと思います。

最後に、ひとり親家庭について、決してひとり親家庭だから課題がある訳ではありません。ひとり親家庭でも生活がうまく回っている家庭もたくさんあります。逆に両親がそろっていても、うまくいっていない家庭もありますので、課題は何か、そこにどうアプローチし、どのように役割分担すればよいか、学校として明確にしていければよいと思っています。

○鈴木会長

昔は学校の先生だけで対応できていた訳です。チーム学校といって様々な方が参加して何かをやるのではなく、学校の先生だけで済んでいました。世の中が変わっていますので、

だからそれで済むはずだ、と言いたいではありませんが、様々な役割が細分化されてきてしまっていて、それをどうコーディネートするかを、また考えなければいけなくなっているという状況があります。あて職についても同じかもしれません。今は様々な役割が出てきているから、あて職が多くなる。昔は、あの人に全部任せればいい、といったことがありました。そういう地域共同体がいいかどうかは別として、細分化することで生じている課題もあるかもしれません。病院も、科が細分化されて、患者がどこの科にかかればよいかわからないから、総合内科ができる、それと同じだと思います。

○大橋委員

子育てや介護の問題を抱えながら働いている方はたくさんいると思います。特に夏休みの時期は、子どもを置いて出社しなければならない状況になります。「小1の壁」ということがよく言われます。保育園に預けている間はよかったが、就学と同時に預けられなくなって、場合によってはフルタイムで働けなくなり、キャリアを犠牲にすることもあります。その中で、地域とどうやって連携していくのか、当然、企業からの支援も各企業でやっていくのですが、地域との連携も重要になってくると思います。

労働力人口が減少する中で、女性活躍推進法もありますし、女性の活躍なくしてはこれからの労働市場は成り立っていきません。また、介護を抱える方々も安心して働ける地域とともに作っていかなければ、これからの経済の発展は難しいと思います。企業の立場としては、子育てや介護を抱えた従業員でも安心して働き、少子高齢化社会における労働力人口の確保を、地域とともに考えていかななくてはならないと考えます。

○大田委員

民生委員やSSWが様々な活動をされていることが、今日の情報提供で分かりましたが、そういった活動の実態について、一般の方がどこまで知っているのかなと思いました。私たちは、この審議会を通じて、資料を読んだり情報提供いただいたりして、ある程度分かってきましたが、おそらく、私が校長を務める専門学校の学生の保護者の8割は知らないのではないかと思います。まずは、こういう素晴らしい活動を周知する必要があり、周知をする手段、方法を考える必要があると思います。また、あて職の問題についてですが、あて職に関わる人は、まったく畑が違う方ばかりになると思います。これはパイプがつながっていくことになり、何かを起こすときに、自分ひとりではなく、そこで知り合った方をお願いしたり、そのパイプを使ってまた別の方をお願いしたりと、一つの企画が広がっていくことが期待できると思います。

子どもは早い段階で自立しなくてはいけない、と私は考えています。今、学校の先生は、仕事が多すぎて疲弊していて、その分、子どもが放っておかれているように思います。子どもの目線で教育育てるべきなのに、指導要領のためにここまでやらなくてはいけない、到達目標はここと決められ、先生が自分の仕事ばかりに追われ、結果、追いついてこれない子どもたちを見損なってしまっていると思います。そうではなく、自立のためには、たとえば、小学校3年生くらいになったらひと月ほどサマーキャンプに出してしまう、さらに、中学校

では2か月とやっていると、卒業するまでに、ある程度自立した子どもたちが増えてくるのではないのでしょうか。そういう時に、SSWや民生委員も一緒に関わると、子どもたちの言動が分かるようになってきます。それを継続していけば、共生社会が広がるのではないかと思います。

子どもを理解して伸ばしてあげるために、大人は何を手助けしてあげたらいいのか、それをどう具体的に行うか、ということだと思います。教育制度など根本的に考え直さなくてはいけないかもしれませんが、せっかく、民生委員やSSWがいるのに、利用している方もいれば、まったく知らない方もいるという現状は残念だなと思います。

○小野委員

住民の視点が一番大切だと思います。困ったときに、誰の手を最初に掴めばいいのか、それさえ分かれば、私たちはとても助かるのではないかと思います。最初の救いの手を誰に求めるのか、そこが今、分からないので、SSWにたどり着く前に、子どもたちは苦しんでいるのかなと思います。なので、サービス一覧表のようなもの、自治体のサービスがどこまで受けられるのか、どんなときに誰に言えばいいのか、という情報を集約したものがあれば、父子家庭のお父さんも含めて、皆さんが助かるのではないかと思います。

○鈴木会長

情報伝播の問題で、逆の観点から、同じことを指摘してくださいました。いろんな情報をどうやって流すのかを考えたときに、その情報に、住民の立場から、どういうふうに接近できるかという観点もあるということだと思います。

いろんな観点が出てきたと思いますので、次回は、まとめを意識しながら検討を進めていきたいと思います。

(以 上)